

令和5年度上期放射線管理等報告書

廃炉発官R5第126号

令和5年11月14日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

氏 名 東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第136条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所
	所 在 地	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度

① 放射性物質の種類別の年間放出量

* 上期報告対象外

【参考】放射性物質の種類別の放出量（4月～9月）

(単位：Bq)

測定箇所等		種類	全希ガス	¹³¹ I	¹³³ I	全粒子状物質	³ H
排気口又は 排気監視設備	5, 6号炉共用排気筒		ND	ND	ND	ND	1.7×10 ¹⁰
	焼却炉建屋排気筒		—	ND	ND	ND	ND
	大型機器除染設備排気口 ^{注-2} 及び 汚染拡大防止ハウス排気口		—	—	—	9.8×10 ³	—
	使用済燃料共用プール排気口		ND	ND	ND	ND	3.1×10 ⁹
	増設焼却炉建屋排気筒		—	ND	ND	ND	ND
	油処理装置排気口 ^{注-3}		—	—	—	3.0×10 ²	7.0×10 ⁴
	分析・研究施設第1棟排気口		—	—	—	ND	—
	固体廃棄物貯蔵庫第9棟排気口		—	—	—	ND	—
	合計 ^{注-1}		ND	ND	ND	1.0×10 ⁴	2.0×10 ¹⁰
年間放出管理目標値			2.8×10 ¹⁵	1.4×10 ¹¹	—	—	—

放射性気体廃棄物の放出放射能 (Bq) は、排気中の放射性物質の濃度 (Bq/cm³) に排気量 (cm³) を乗じて求めている。

なお、放出放射能濃度が検出限界未満の場合は ND と表示。検出限界濃度は以下のとおり。

全希ガス：2×10⁻² (Bq/cm³) 以下，¹³¹I：7×10⁻⁹ (Bq/cm³) 以下，

¹³³I：7×10⁻⁸ (Bq/cm³) 以下，全粒子状物質：4×10⁻⁹ (Bq/cm³) 以下 (¹³⁷Cs で代表した)

³H：4×10⁻⁵ (Bq/cm³) 以下

注-1：排気筒別内訳に示す排気筒の合計を示す。

注-2：大型機器除染設備排気口から以下の期間で粒子状物質放出あり。

2023年5月8日から2023年5月16日において平均で3.4×10⁻⁹ (Bq/cm³) で放出あり。

2023年7月3日から2023年10月3日において平均で1.1×10⁻¹⁰ (Bq/cm³) で放出あり。

注-3：油処理装置排気口から以下の期間で粒子状物質放出あり。

2023年5月17日から2023年5月24日において平均で2.9×10⁻⁸ (Bq/cm³) で放出あり。

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位：Bq/cm³)

濃度 ^{注-1}		前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)		
		平均値	最高値	平均値	最高値	
排気口又は 排気監視設備	5, 6号炉共用排気筒	ND	ND	ND	ND	注-2
	焼却炉建屋排気筒	ND	ND	ND	ND	注-3
	大型機器除染設備排気口 及び 汚染拡大防止ハウス排気口	3.4×10^{-10}	3.4×10^{-9}	1.1×10^{-10}	1.1×10^{-10}	注-3 注-4
	使用済燃料共用プール排気口	ND	ND	ND	ND	注-3
	増設焼却炉建屋排気筒	ND	ND	ND	ND	注-3
	油処理装置排気口	2.9×10^{-8}	2.3×10^{-8}	ND	ND	注-3 注-5
	分析・研究施設第1棟排気口	ND	ND	ND	ND	注-3
	固体廃棄物貯蔵庫第9棟排気口	ND	ND	ND	ND	注-3

注-1：放出放射能濃度が検出限界未満の場合はNDと表示。

注-2：5, 6号炉共用排気筒における濃度は、希ガス濃度である。

同排気筒における濃度の検出限界濃度は、 2×10^{-2} (Bq/cm³) 以下である。

注-3：焼却炉建屋排気筒、大型機器除染設備排気口及び汚染拡大防止ハウス排気口、使用済燃料共用プール排気口、増設焼却炉建屋排気筒、油処理装置排気口、分析・研究施設第1棟排気口、固体廃棄物貯蔵庫第9棟排気口における濃度は、粒子状放射性物質濃度である。

同排気筒及び排気口における濃度の検出限界濃度は、 4×10^{-9} (Bq/cm³) 以下 (¹³⁷Csで代表) である。

注-4：大型機器除染設備排気口から以下の期間で粒子状物質放出あり。

2023年5月8日から2023年5月16日において平均で 3.4×10^{-9} (Bq/cm³) で放出あり。

2023年7月3日から2023年10月3日において平均で 1.1×10^{-10} (Bq/cm³) で放出あり。

注-5：油処理装置排気口から以下の期間で粒子状物質放出あり。

2023年5月17日から2023年5月24日において平均で 2.9×10^{-8} (Bq/cm³) で放出あり。

③ 排気口以外の箇所における放射性物質の種類別の年間放出量（特定原子力施設に限る。）

* 上期報告対象外

【参考】 排気口以外の箇所における放射性物質の種類別の放出量（4月～9月）

(単位：Bq)

種 類		^{134}Cs	^{137}Cs
測定の箇所等			
1号炉	1号炉原子炉建屋上部	1.4×10^6 未満	1.2×10^6 未満
	1号炉格納容器ガス管理設備出口	9.9×10^4 未満	7.3×10^4 未満
2号炉	2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア 及び燃料取り出し用構台換気設備出口 ^{注-1}	5.8×10^6 未満	4.7×10^6 未満
	2号炉格納容器ガス管理設備出口	7.1×10^4 未満	5.6×10^4 未満
3号炉	3号炉原子炉建屋上部	1.3×10^5 未満	1.4×10^6 未満
	3号炉燃料取出し用カバー換気設備出口	1.3×10^7 未満	9.8×10^6 未満
	3号炉格納容器ガス管理設備出口	2.0×10^5 未満	1.6×10^5 未満
4号炉	4号炉燃料取出し用カバー換気設備出口	3.8×10^6 未満	2.5×10^6 未満
合計		2.4×10^7 未満	2.0×10^7 未満
放出管理の目標値（年間）		4.3×10^{10}	4.3×10^{10}

月1回以上の試料採取により得られた放射能濃度 (Bq/cm³) に排気設備風量又は風量推定値 (m³/h) を乗ずることによって放出率 (Bq/h) を求め、その放出率に報告対象期間の時間 (h) を乗ずることによって、追加放出量を求めている。

評価対象核種は ^{134}Cs と ^{137}Cs としており、検出限界未満の場合は検出限界濃度を用いて放出量を合計している。

注-1：2号炉原子炉建屋燃料取り出し用構台換気設備については、運用開始前である。

④ 排気口以外の箇所における放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値（特定原子力施設に限る。）

（単位：Bq/cm³）

濃度 測定の箇所		前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)	
		平均値	最高値	平均値	最高値
1号炉	1号炉原子炉建屋上部	2.1×10 ⁻⁷ 未満	4.1×10 ⁻⁷ 未満	6.9×10 ⁻⁷ 未満	1.3×10 ⁻⁶ 未満
	1号炉格納容器 ガス管理設備出口	2.0×10 ⁻⁶ 未満	2.1×10 ⁻⁶ 未満	1.9×10 ⁻⁶ 未満	2.1×10 ⁻⁶ 未満
2号炉	2号炉原子炉建屋 オペレーティングフロア 及び燃料取り出し用構台 換気設備出口 ^{注-1}	2.5×10 ⁻⁷ 未満	3.6×10 ⁻⁷ 未満	2.3×10 ⁻⁷ 未満	2.9×10 ⁻⁷ 未満
	2号炉格納容器 ガス管理設備出口	8.3×10 ⁻⁷ 未満	2.0×10 ⁻⁶ 未満	2.8×10 ⁻⁶ 未満	4.5×10 ⁻⁶ 未満
3号炉	3号炉原子炉建屋上部	1.1×10 ⁻⁶ 未満	1.5×10 ⁻⁶ 未満	3.2×10 ⁻⁶ 未満	3.8×10 ⁻⁶ 未満
	3号炉燃料取出し用 カバー換気設備出口	1.7×10 ⁻⁷ 未満	1.8×10 ⁻⁷ 未満	1.8×10 ⁻⁷ 未満	1.9×10 ⁻⁷ 未満
	3号炉格納容器 ガス管理設備出口	1.5×10 ⁻⁶ 未満	1.7×10 ⁻⁶ 未満	6.6×10 ⁻⁶ 未満	1.7×10 ⁻⁵ 未満
4号炉	4号炉燃料取出し用 カバー換気設備出口	2.1×10 ⁻⁸ 未満	2.6×10 ⁻⁸ 未満	3.5×10 ⁻⁸ 未満	5.0×10 ⁻⁸ 未満

評価対象核種は¹³⁴Csと¹³⁷Csとしており、その合計値を記載している。検出限界未満の場合は検出限界濃度を合計している。

注-1：2号炉原子炉建屋燃料取り出し用構台換気設備については、運用開始前である。

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度

① 放射性物質の種類別の年間放出量

* 上期報告対象外

【参考】放射性物質の種類別の放出量（4月～9月）

(単位：Bq)

測定の箇所等		種類	全核種 (³ Hを除く)	核種別						
				⁵¹ Cr	⁵⁴ Mn	⁵⁹ Fe	⁵⁸ Co	⁶⁰ Co	¹³¹ I	¹³⁴ Cs
排水口又は 排水監視設備	5号炉排水口		放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし
	6号炉排水口		放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし
合計			放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし
年間放出管理目標値			7.4×10 ¹⁰	—	—	—	—	—	—	—

(続き)

測定の箇所等		種類	核種別					³ H
			¹³⁷ Cs	⁸⁹ Sr	⁹⁰ Sr	アルファ線を放出する放射性物質	ベータ線を放出する放射性物質	
排水口又は 排水監視設備	5号炉排水口		放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし
	6号炉排水口		放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし
合計			放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし
年間放出管理目標値			—	—	—	—	—	—

放出放射能濃度が検出限界未満の場合はNDと表示。

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位：Bq/cm³)

測定の箇所		濃度	前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)	
			平均値	最高値	平均値	最高値
排水口又は 排水監視設備	5号炉排水口		放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし
	6号炉排水口		放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし

放出放射能濃度が検出限界未満の場合はNDと表示。

③ 排水口以外の箇所における放射性物質の種類別の年間放出量（特定原子力施設に限る。）

* 上期報告対象外

【参考】 排水口以外の箇所における放射性物質の種類別の放出量（4月～9月）

a. 多核種除去設備等処理水の排水

(単位：Bq)

種類	核種別	
測定の箇所		
多核種除去設備等処理水 (ALPS処理水) 注-1	^{14}C	1.1×10^8
	^{54}Mn	ND 注-7
	^{55}Fe	ND 注-8
	^{60}Co	2.7×10^6
	^{63}Ni	ND 注-9
	^{79}Se	ND 注-10
	^{90}Sr	3.2×10^6
	^{90}Y 注-2	3.2×10^6
	^{99}Tc	5.3×10^6
	^{106}Ru	ND 注-11
	^{125}Sb	1.4×10^6
	$^{125\text{m}}\text{Te}$ 注-3	5.0×10^5
	^{129}I	1.5×10^7
	^{134}Cs	ND 注-12
	^{137}Cs	3.6×10^6
	^{144}Ce	ND 注-13
	^{147}Pm 注-4	ND 注-14
	^{151}Sm 注-4	ND 注-15
	^{154}Eu	ND 注-16
	^{155}Eu	ND 注-17
	^{234}U 注-5	ND 注-18
	^{238}U 注-5	
	^{237}Np 注-5	
^{238}Pu 注-5		
^{239}Pu 注-5		
^{240}Pu 注-5		
^{241}Am 注-5		
^{244}Cm 注-5		

	²⁴¹ Pu 注-6	ND 注-19
	³ H	1.1×10 ¹²

排水放射能 (Bq) は、排水中の放射性物質の濃度 (Bq/cm³) [排水前のタンクの分析結果] に排水量 (cm³) を乗じて求めている。

注-1 : 上半期の排水量は、7,788 (m³) である。

注-2 : ⁹⁰Sr/⁹⁰Y 放射平衡評価

注-3 : ¹²⁵Sb/^{125m}Te 放射平衡評価

注-4 : ¹⁵⁴Eu 相対比評価

注-5 : 全α放射能に包含されるものとして評価

注-6 : ²³⁸Pu 相対比評価

なお、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合はNDと表示した。検出限界濃度 (ND) は以下のとおり。

注-7 : ⁵⁴Mn の検出限界濃度 (ND) は、2.6×10⁻⁵ (Bq/cm³) 未満である。

注-8 : ⁵⁵Fe の検出限界濃度 (ND) は、1.5×10⁻² (Bq/cm³) 未満である。

注-9 : ⁶³Ni の検出限界濃度 (ND) は、8.8×10⁻³ (Bq/cm³) 未満である。

注-10 : ⁷⁹Se の検出限界濃度 (ND) は、9.3×10⁻⁴ (Bq/cm³) 未満である。

注-11 : ¹⁰⁶Ru の検出限界濃度 (ND) は、2.5×10⁻⁴ (Bq/cm³) 未満である。

注-12 : ¹³⁴Cs の検出限界濃度 (ND) は、3.3×10⁻⁵ (Bq/cm³) 未満である。

注-13 : ¹⁴⁴Ce の検出限界濃度 (ND) は、3.6×10⁻⁴ (Bq/cm³) 未満である。

注-14 : ¹⁴⁷Pm の検出限界濃度 (ND) は、3.1×10⁻⁴ (Bq/cm³) 未満である。

注-15 : ¹⁵¹Sm の検出限界濃度 (ND) は、1.2×10⁻⁵ (Bq/cm³) 未満である。

注-16 : ¹⁵⁴Eu の検出限界濃度 (ND) は、7.0×10⁻⁵ (Bq/cm³) 未満である。

注-17 : ¹⁵⁵Eu の検出限界濃度 (ND) は、1.9×10⁻⁴ (Bq/cm³) 未満である。

注-18 : 全α放射能の検出限界濃度 (ND) は、2.1×10⁻⁵ (Bq/cm³) 未満である。

注-19 : ²⁴¹Pu の検出限界濃度 (ND) は、5.8×10⁻⁴ (Bq/cm³) 未満である。

b. 多核種除去設備等処理水以外の排水または散水

(単位：Bq)

測定の箇所	種類	核種別				
		^{134}Cs	^{137}Cs	^{90}Sr	^3H	
地下水バイパス設備により汲み上げた地下水		ND	ND	ND	2.2×10^9	注-1
サブドレン他浄化設備の処理済水		ND	ND	ND	7.9×10^{10}	注-2
5・6号機滞留水の処理済水		ND	ND	ND	1.3×10^8	注-3
堰内雨水		ND	9.1×10^6	4.3×10^6	3.8×10^7	注-4

排水または散水放射エネルギー (Bq) は、排水または散水中の放射性物質の濃度 (Bq/cm³) [排水または散水前のタンクの分析結果] に排水または散水量 (cm³) を乗じて求めている。なお、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合は ND と表示。

^{90}Sr は、 ^{90}Sr または全 β での評価値である。

(^{90}Sr を分析した場合、分析の値を 1.1 倍した評価値を記載している。)

各測定箇所における検出限界濃度 (ND) ならびに上半期の排水または散水総量 (m³) は以下のとおり。

注-1： ^{134}Cs と ^{137}Cs の検出限界濃度 (ND) は、 1.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満である。

全 β の検出限界濃度 (ND) は、 5.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満または 1.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満 (10 日に 1 回程度) である。

排水量は、42,754 (m³) である。

注-2： ^{134}Cs と ^{137}Cs の検出限界濃度 (ND) は、 1.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満である。

全 β の検出限界濃度 (ND) は、 3.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満または 1.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満 (10 日に 1 回程度) である。

排水量は、100,153 (m³) である。

注-3： ^{134}Cs と ^{137}Cs の検出限界濃度 (ND) は、 1.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満である。

全 β の検出限界濃度 (ND) は、 3.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満である。

散水量は、13,437 (m³) である。

注-4： ^{134}Cs の検出限界濃度 (ND) は、 1.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満である。

散水量は、16,293 (m³) である。

*排水によるトリチウムの年間放出量の合計について、以下のとおり、 2.2×10^{13} (Bq) を下回ることを確認。

(単位：Bq)

測定の箇所	種類	^3H
5号炉排水口		排水実績なし
6号炉排水口		排水実績なし
多核種除去設備等処理水		1.1×10^{12}
地下水バイパス設備により汲み上げた地下水		2.2×10^9
サブドレン他浄化設備の処理済水		7.9×10^{10}
合計		1.2×10^{12}

④ 排水口以外の箇所における放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値及び最高値
(特定原子力施設に限る。)

a. 多核種除去設備等処理水の排水

(単位：Bq/cm³)

測定の箇所	種類別	前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)		
		平均値	最高値	平均値	最高値	
多核種除去設備等 処理水 (ALPS処理水)	¹⁴ C	放出実績なし	放出実績なし	1.8×10 ⁻⁵	1.9×10 ⁻⁵	
	⁵⁴ Mn	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-6
	⁵⁵ Fe	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-7
	⁶⁰ Co	放出実績なし	放出実績なし	4.4×10 ⁻⁷	4.7×10 ⁻⁷	
	⁶³ Ni	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-8
	⁷⁹ Se	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-9
	⁹⁰ Sr	放出実績なし	放出実績なし	5.2×10 ⁻⁷	5.5×10 ⁻⁷	
	⁹⁰ Y 注-1	放出実績なし	放出実績なし	5.2×10 ⁻⁷	5.5×10 ⁻⁷	
	⁹⁹ Tc	放出実績なし	放出実績なし	8.7×10 ⁻⁷	9.3×10 ⁻⁷	
	¹⁰⁶ Ru	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-10
	¹²⁵ Sb	放出実績なし	放出実績なし	2.3×10 ⁻⁷	2.5×10 ⁻⁷	
	^{125m} Te 注-2	放出実績なし	放出実績なし	8.1×10 ⁻⁸	8.6×10 ⁻⁸	
	¹²⁹ I	放出実績なし	放出実績なし	2.5×10 ⁻⁶	2.7×10 ⁻⁶	
	¹³⁴ Cs	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-11
	¹³⁷ Cs	放出実績なし	放出実績なし	5.9×10 ⁻⁷	6.3×10 ⁻⁷	
	¹⁴⁴ Ce	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-12
	¹⁴⁷ Pm 注-3	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-13
	¹⁵¹ Sm 注-3	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-14
	¹⁵⁴ Eu	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-15
	¹⁵⁵ Eu	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-16
²³⁴ U 注-4	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-17	
²³⁸ U 注-4						
²³⁷ Np 注-4						
²³⁸ Pu 注-4						
²³⁹ Pu 注-4						
²⁴⁰ Pu 注-4						
²⁴¹ Am 注-4						
²⁴⁴ Cm 注-4						
²⁴¹ Pu 注-5	放出実績なし	放出実績なし	N D	N D	注-18	

	³ H	放出実績なし	放出実績なし	1.9×10^{-1}	1.9×10^{-1}
--	----------------	--------	--------	----------------------	----------------------

注-1 : ⁹⁰Sr/⁹⁰Y 放射平衡評価

注-2 : ¹²⁵Sb/^{125m}Te 放射平衡評価

注-3 : ¹⁵⁴Eu 相対比評価

注-4 : 全 α 放射能に包含されるものとして評価

注-5 : ²³⁸Pu 相対比評価

注-6 : ⁵⁴Mn の検出限界濃度 (ND) は, 2.6×10^{-5} (Bq/cm³) 未満である。

注-7 : ⁵⁵Fe の検出限界濃度 (ND) は, 1.5×10^{-2} (Bq/cm³) 未満である。

注-8 : ⁶³Ni の検出限界濃度 (ND) は, 8.8×10^{-3} (Bq/cm³) 未満である。

注-9 : ⁷⁹Se の検出限界濃度 (ND) は, 9.3×10^{-4} (Bq/cm³) 未満である。

注-10 : ¹⁰⁶Ru の検出限界濃度 (ND) は, 2.5×10^{-4} (Bq/cm³) 未満である。

注-11 : ¹³⁴Cs の検出限界濃度 (ND) は, 3.3×10^{-5} (Bq/cm³) 未満である。

注-12 : ¹⁴⁴Ce の検出限界濃度 (ND) は, 3.6×10^{-4} (Bq/cm³) 未満である。

注-13 : ¹⁴⁷Pm の検出限界濃度 (ND) は, 3.1×10^{-4} (Bq/cm³) 未満である。

注-14 : ¹⁵¹Sm の検出限界濃度 (ND) は, 1.2×10^{-5} (Bq/cm³) 未満である。

注-15 : ¹⁵⁴Eu の検出限界濃度 (ND) は, 7.0×10^{-5} (Bq/cm³) 未満である。

注-16 : ¹⁵⁵Eu の検出限界濃度 (ND) は, 1.9×10^{-4} (Bq/cm³) 未満である。

注-17 : 全 α 放射能の検出限界濃度 (ND) は, 2.1×10^{-5} (Bq/cm³) 未満である。

注-18 : ²⁴¹Pu の検出限界濃度 (ND) は, 5.8×10^{-4} (Bq/cm³) 未満である。

b. 多核種除去設備等処理水以外の排水または散水

(単位：Bq/cm³)

測定の箇所	種類別	前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)		
		平均値	最高値	平均値	最高値	
地下水バイパス設備により汲み上げた地下水	¹³⁴ Cs	ND	ND	ND	ND	注-1, 2
	¹³⁷ Cs	ND	ND	ND	ND	注-1, 2
	⁹⁰ Sr	ND	ND	ND	ND	注-1, 3, 4
	³ H	5.4×10^{-2}	6.2×10^{-2}	5.1×10^{-2}	5.8×10^{-2}	
サブドレン他浄化設備の処理済水	¹³⁴ Cs	ND	ND	ND	ND	注-1, 2
	¹³⁷ Cs	ND	ND	ND	ND	注-1, 2
	⁹⁰ Sr	ND	ND	ND	ND	注-1, 4, 5
	³ H	8.1×10^{-1}	9.7×10^{-1}	7.7×10^{-1}	9.9×10^{-1}	
5・6号機滞留水の処理済水	¹³⁴ Cs	ND	ND	ND	ND	注-1, 2
	¹³⁷ Cs	ND	ND	ND	ND	注-1, 2
	⁹⁰ Sr	ND	ND	ND	ND	注-1, 4, 6
	³ H	1.5×10^{-2}	5.0×10^{-1}	2.3×10^{-3}	5.6×10^{-1}	
堰内雨水	¹³⁴ Cs	ND	ND	ND	ND	注-1, 2
	¹³⁷ Cs	7.0×10^{-4}	3.0×10^{-3}	4.7×10^{-4}	2.1×10^{-3}	
	⁹⁰ Sr	3.4×10^{-4}	1.7×10^{-3}	2.2×10^{-4}	1.5×10^{-3}	注-4
	³ H	6.1×10^{-3}	9.6×10^{-2}	ND	ND	注-1, 7

注-1：放出放射能濃度が検出限界未満の場合はNDと表示。

注-2：検出限界濃度 (ND) は、 1.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満である。

注-3：検出限界濃度 (ND) は、 5.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満または 1.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満 (10日に1回程度) である。

注-4：⁹⁰Sr または全βでの評価値である。⁹⁰Srを分析した場合、分析値を1.1倍した評価値を記載している。

注-5：検出限界濃度 (ND) は、 3.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満または 1.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満 (10日に1回程度) である。

注-6：検出限界濃度 (ND) は、 3.0×10^{-3} (Bq/cm³) 未満である。

注-7：検出限界濃度 (ND) は、 2.0×10^{-1} (Bq/cm³) 未満である。

(3) 固体状の放射性廃棄物の保管量等

① 固体廃棄物貯蔵庫内の保管量等

* 上期報告対象外

② その他の設備内の保管量等

* 上期報告対象外

③ 廃棄物埋施設への年間搬出量

* 上期報告対象外

④ 特定原子力施設における放射性廃棄物の保管状況

* 上期報告対象外

⑤ 特定原子力施設における滞留水等の貯蔵状況

* 上期報告対象外

2 使用済燃料の貯蔵量等

* 上期報告対象外

3 放射線業務従事者の線量分布

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

※上期報告対象外

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

線量 放射線 業務従事者		線量分布(人)						総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSvを 超えるもの	合計			
前半の 3月間 (4月～6月)	職員	41	5	0	0	0	46	0.00	0.0	0.40
	その他	41	5	0	0	0	46	0.00	0.1	0.70
	合計	82	10	0	0	0	92	0.00	0.1	
後半の 3月間 (7月～9月)	職員	41	6	0	0	0	47	0.00	0.0	0.70
	その他	38	5	0	0	0	43	0.00	0.1	0.70
	合計	79	11	0	0	0	90	0.00	0.1	

4 一般公衆の実効線量の評価

(1) 気体状の放射性廃棄物による実効線量

※上期報告対象外

(2) 液体状の放射性廃棄物による実効線量

※上期報告対象外

5 運転時間及び熱出力

[発電用原子炉の名称：福島第一原子力発電所 1号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	—	—	—
5月	—	—	—
6月	—	—	—
7月	—	—	—
8月	—	—	—
9月	—	—	—
合計	—	—	—

電気事業法第9条1項の規定による電気工作物変更届出書により，平成24年4月19日に廃止

[発電用原子炉の名称：福島第一原子力発電所 2号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	—	—	—
5月	—	—	—
6月	—	—	—
7月	—	—	—
8月	—	—	—
9月	—	—	—
合計	—	—	—

電気事業法第9条1項の規定による電気工作物変更届出書により，平成24年4月19日に廃止

[発電用原子炉の名称：福島第一原子力発電所 3号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	—	—	—
5月	—	—	—
6月	—	—	—
7月	—	—	—
8月	—	—	—
9月	—	—	—
合計	—	—	—

電気事業法第9条1項の規定による電気工作物変更届出書により，平成24年4月19日に廃止

[発電用原子炉の名称：福島第一原子力発電所 4号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	—	—	—
5月	—	—	—
6月	—	—	—
7月	—	—	—
8月	—	—	—
9月	—	—	—
合計	—	—	—

電気事業法第9条1項の規定による電気工作物変更届出書により，平成24年4月19日に廃止

[発電用原子炉の名称：福島第一原子力発電所 5号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	—	—	—
5月	—	—	—
6月	—	—	—
7月	—	—	—
8月	—	—	—
9月	—	—	—
合計	—	—	—

電気事業法第9条1項の規定による電気工作物変更届出書により，平成26年1月31日に廃止

[発電用原子炉の名称：福島第一原子力発電所 6号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	—	—	—
5月	—	—	—
6月	—	—	—
7月	—	—	—
8月	—	—	—
9月	—	—	—
合計	—	—	—

電気事業法第9条1項の規定による電気工作物変更届出書により，平成26年1月31日に廃止

(参 考 資 料)

- ・ 排気口から放出される放射性物質（希ガス）は、評価地点までの希釈を考慮した上で「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）」の別表第 1 の第 5 欄に掲げる周辺監視区域外の濃度限度の適用を受ける。このため、周辺監視区域外の濃度については排気口出口濃度より計算して求める。
- ・ 排気口出口濃度より計算で求めた陸側の周辺監視区域外の空气中放射性物質濃度を参考として以下に示す。気象条件は標準気象を用いた。

最大濃度地点における地上濃度	前半の 3 月間平均値 (4 月～6 月) (Bq/cm ³)	後半の 3 月間平均値 (7 月～9 月) (Bq/cm ³)
		—

※ 1～4 号炉からの追加的放出量による最大濃度地点の地上付近の空气中濃度は以下の通りである。なお、対象核種は、¹³⁴Cs と ¹³⁷Cs であり、合計値を記載している。

16 方位の各交点 (陸側)のうち 最大濃度地点における地上付近 の空气中濃度	前半の 3 月間平均値 (4 月～6 月) (Bq/cm ³)	後半の 3 月間平均値 (7 月～9 月) (Bq/cm ³)
		3.5×10^{-12}

- ・ 排水口から放出される放射性物質（³H を除く）は、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）」の別表第 1 の第 6 欄に掲げる周辺監視区域外の濃度限度の適用を受ける。